中国での訴訟･係争、交渉に勝つための司法鑑定機関の活用

（shiho 鑑定 NP0806）

行政省庁への提訴

裁判所

中国には専門家証人制度なし

法廷鑑定部門

司法鑑定とは？

・2007年公布、司法鑑定程序通則（中華人民共和国司法部令第107号）
・司法鑑定機関は裁判所・検察機関、また行政省庁から離れ、中立的な第三者として司法に関する鑑定をおこなう民間機関。しかし、政府の管理・監督を受け、半官半民の組織ともいえる。
・鑑定結論は司法当局で証拠扱いとされ、司法当局の判断を左右する。日本では考えられない大きな役割を果たす。
・実態材料を調べる権限がある；企業に立ち入るとか当事者の意見聴取、証人尋問も行なう。
・裁判所や行政当局だけでなく民間でも利用できる。
・JETRO 北京センター知的財産権部の 2006 年発行の報告書では、1959 年頃から徐々に整備され、1996 年までに 240 万件の司法鑑定が実施されたとのことである。
・報道によると、2006 年時点で 1819 カ所の司法鑑定機関、2 万 3400 人の職員がいるとのことである。

知財関係を扱う司法鑑定機関；数ヶ所

・知財に関して「司法鑑定書」を作成する。
・裁判所や行政当局が専門事項に関して鑑定を依頼することもあるし、民間からも委託できる。
・日本のいわゆる特許の鑑定とは異なる。
・知財問題に不慣れな当局を補う機能。
・当事者同士が鑑定の結果で話し合うこともある。
・中国内の行政組織と連携の良好な機関を利用するなどノウハウが必要。

依頼元
日本企業

日峯国際特許事務所
〒310-0062
茨城県水戸市大町 1-2-6　三井生命ビル 3F
TEL 029-228-5622（代） FAX 029-222-6211

・司法鑑定機関への依頼に関するコンサルタント業務全般
・日本企業への助言、鑑定機関への窓口業務
・鑑定機関への説明にあたり北京への同行、サポートの実施
・鑑定機関の「鑑定観察員」であり、鑑定書作成に協力
・鑑定人を日本に呼んで想定司法鑑定事例の紹介
・適正価格となるよう連携

PatentCity